

平成 29 年 6 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 6 月 26 日（月）

午後 3 時 30 分～午後 4 時 15 分

小値賀町役場 2 階第 1 会議室

小値賀町農業委員会

1. 開催日時：平成 29 年 6 月 26 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 15 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階第 1 会議室
3. 出席委員：（17 人）

会長						松口政之
会長職務代理者	1 番					松山多作
委員	2 番	近藤良治	3 番	辻勉	4 番	（欠員）
	5 番	吉田英章	6 番	宮崎幸二	7 番	迎広子
	8 番	土川浩子	9 番	北野長義	10 番	下山勝宏
	11 番	筒井正美	12 番	近藤茂樹	13 番	吉永信義
	14 番	大久保勉	15 番	小崎八郎治	16 番	木村吉照
	17 番	前田猛				

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 11 番 筒井正美委員 12 番 近藤茂樹委員
- 第 2 議案第 10 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
- 第 3 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定に基づく平成 29 年度第 1 回農用地利用集積計画（案）について
- 第 4 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく、平成 29 年度第 1 回農用地利用配分計画（案）について
- 第 5 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 6 その他
 - ・会長表彰受章について
 - ・退任委員、最後の総会について
 - ・農業新聞購読のお願い
 - ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 慶幸
係長	山元 忍
書記	岩坪 百合

7. 議事参与制限 15 番 小崎八郎治委員（議案第 11 号、議案第 12 号）

8. 会議の概要

事務局長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、平成29年6月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

今日は全委員出席でございますので、総会は成立しております。

総会に入る前に、現委員での総会が最後ということで、町長に出席をいただいております。町長にご挨拶をお願いいたします。

町長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

町長： ご案内のように、今年度最後の総会、皆さんとしては任期満了でして、7月からは新しい制度でスタートするということでございますので、一つのけじめとしましてお願いをしたいと思い、本日参りました。

皆さんご承知のように、昭和26年から農業委員会が始まっておりまして、その間の名簿を見させていただきました。昭和26年には、大浦の前田市三郎さんが初代の会長になられておりまして、元町長の柳の岩坪清士さん、木場の前田治八さんとずっと続けておりまして、今回7名の委員さんが退任されるということになっています。特に、松口会長さんにおかれましては、27年間という長い間務めていただきまして、会長職も平成12年から続けていただいております。この小値賀町の農業委員会の歴史に残る会長さんでございます。我々の方としても、何かできることがないかということで準備をしているところです。松口会長さん、長い間ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

また、退任される方も今後、何かご意見がございましたら遠慮なく委員さんの方に言っていただければと思います。引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。本当にご苦勞様でございました。ありがとうございました。意を尽くせませんが、開会にあたりましてお礼の言葉とさせていただきます。

松口会長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： 私たちこのメンバーでの総会も、本日が最後となります。私も、今回限りで退任になりますが、本当に皆様方にはお世話になりました。特に山元係長には、長年農林係の方に来ていただいて、私も会長職を務めていて大変心強く思っておりました。ありがとうございます。来月は、新しい委員さん、会長が決まるかと思っております。私からお願いですが、皆様方の意見、その他の中でいろいろな発言をしていただいて、もっと農業委員会を活発な場所にしていた

できればと思います。よろしくお願いたします。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。11番 筒井正美委員 12番 近藤茂樹委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第10号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第10号について説明いたします。

農地・非農地判断をしていただきたい場所ですが、まずは1番目をご覧ください。所有者は浜津の〇〇〇〇さんです。所在地は、浜津郷字横平◇◇◇番、地目は畑で面積◇◇㎡です。該当農地については、〇〇〇〇さん名義の宅地に隣接しております。●●●●さんの畑と隣り合わせになっておりますが、ブロックで仕切られている状況です。現況につきましては、写真を添付しておりますのでご覧いただければと思います。

次に2番目をご覧ください。所有者は大浦の□□□□さんです。所在地は、笛吹郷字遠見石◇◇◇番、地目は畑で面積◇◇㎡です。該当農地については、入口付近は公道に面しておりますが、周囲は山林に囲まれており林地化した状態であり、今後、耕作が見込まれないような状況でございます。

次に3番目をご覧ください。所有者は同じく大浦の□□□□です。所在地は、笛吹郷字番所◇◇◇◇番、地目は畑で面積◇◇㎡です。該当農地については、山林の奥に存在しており、入口付近はワイヤーメッシュが張り巡らされていて、容易には入れない状態です。周囲は山林に囲まれており林地化した状態であり、今後、耕作が見込まれないような状況でございます。以上、合計3筆分について、ご判断いただきたいと思ひます。これで議案第10号の説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、この件について何かありますか。畑といっても農業用の農地までとは言えないと思ひます。機械も入らないです。

松山委員： 前例もありますので、非農地でいいかと思ひます。

松口会長： 3番は赤になっていましたか。

岩坪書記： 3番は赤です。

松口会長： 3番は赤で2番は黄色になっています。これから先、現状を見て周りも非農地化して見込みがないと思ひます。皆様方から、ご異議はございませぬか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定に基づく平成29年度第1回農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは議案第11号について説明いたします。

この議案については、小崎委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をよろしくをお願いします。

<小崎委員 退席>

岩坪書記： まず、計画書（案）を1ページめぐりまして、明細の集計表ということで、今年度1回目となります。内訳としまして、使用貸借による権利についてでございますが、田につきましては、貸付期間5年が1筆 520㎡、貸付期間10年以上が30筆 24,201㎡で、田の合計は31筆 24,721㎡です。

続きまして、畑につきましては、貸付期間5年が2筆 4,635㎡、貸付期間10年以上が81筆 107,866㎡で、畑の合計は83筆 112,501㎡です。

田と畑を合計しまして、計114筆の137,222㎡ということで、集積計画が出されています。基本的にはこれまで同様、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 濱本磨毅穂 様のほうに中間管理権という権利が発生します。■■■■さん名義の田1筆と畑2筆分につきましては、貸付期間が29年8月10日から34年8月9日までの5年間となっております。そのほか111筆については、貸付期間が29年8月10日から39年8月9日までの10年間ということになっており、相続権利者からの同意書もいただいております。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。ご異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

<小崎委員 入室>

松口会長： 続きまして、日程第4 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく、平成29年度第1回農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第12号について説明いたします。

この議案については、小崎委員は、議事参与制限により議事参与できませんので、退席をよろしくお願いします。

<小崎委員 退席>

岩坪書記： まず、配分計画（案）に載っている農地情報については、前の11号の農地と同一です。借り手については、農用地利用配分計画というところに受け手と書いていまして、△△△△さん、▲▲▲▲さん、◎◎◎◎さん、▽▽▽▽さん、▼▼▼▼さん、◆◆◆◆さん、☆☆☆☆さん、★★★さん、◇◇◇◇さんに貸し付けられるようになります。そして、この開始期間というのは、11号の開始期間と同一になっておりまして、■■■■さん名義の田1筆と畑2筆分につきましては、開始期間が29年8月10日から34年8月9日までの5年間となっております。そのほか111筆については、29年8月10日から39年8月9日までの10年間になります。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。ご異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

<小崎委員 入室>

松口会長： 続きまして、日程第5 報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、報告第5号をご覧ください。

今回の合意解約の件数は、35件です。田が4筆、畑が31筆で合計35筆です。合計面積62,968㎡の報告となります。

今回の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき賃貸借契約をしていたものですが、農地中間管理事業での契約とするために、双方合意の上、解約することになっております。

それぞれの詳細な内訳については、報告第5号に添付しております「農地法第18条第6項の規定による通知書」に記載のとおりとなっておりますので、内容は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。何もございませんでしたら、合意解約ということにご異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第5 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： その他に入ります。

最初に、会長表彰受賞についてです。

このたび、松口会長におかれましては、農業委員会会長として12年以上在職されておりますので、長崎県農業会議農業委員等表彰規程第2条第2号の規定により表彰されることになりました。表彰状授与式は、6月30日開催の長崎県農業会議第107回通常総会の際に行われます。会長としては、平成17年4月から現在に至るまで、委員としては平成2年7月から27年もの長い期間、小値賀町の農業行政にご尽力いただきありがとうございました。この場をお借りしまして、皆様と会長の受章を喜びたいと思います。松口会長、おめでとうございます。

次に退任委員、最後の総会についてです。今回の総会が最後となられる委員の皆様の紹介をさせていただきます。議席番号の早い方からでございますが、松口政之会長、近藤良治委員、辻勉委員、下山勝宏委員、近藤茂樹委員、吉永信義委員、木村吉照委員の7名です。退任される皆様におかれましても、小値賀町の農業行政にご尽力いただきありがとうございました。今後とも農業振興にお力添えのほど、よろしく願いいたします。ご多忙のところ、恐縮ではございますけれども、後任の委員さんへの業務引き継ぎ等がございましたら、よろしく願いいたします。

また、農業会議からも依頼がございまして、退任されたあとも引き続き農業新聞の購読をお願いしたいとのことです。可能であれば3年ぐらい購読を継続していただきたいところですが、むずかしそうであれば最低1年は購読継続していただけると助かります。どうぞ、よろしく願いいたします。

次に農協からのお知らせです。一つ目に水稲についてです。虫が出ている地区がございしますので、田んぼを見ていただいて、防除等の対策をよろしく願いします。前方の空港あたりで虫が出ているようです。

山元係長： 農協から今日、回覧を回しているそうなので確認をお願いいたします。

前田委員： カメムシは水の中に潜ったりします。

下山委員： そのカメムシは、水に潜るので逃げるのも早いです。

前田委員： いつも中村辺りで我々に言われていたことは、よそと違って水の心配がありますので、泥を掘り出すというように固めればよいという指導を受けてきました。

岩坪書記： 水稲については、確認の程よろしく願いいたします。

もう一点、7月下旬に農機センターにおいて、農機整備会があります。詳しい日程等につ

いては、後日、農機センターに貼り出しますので、ご確認の程よろしく申し上げます。

松口会長： 共済の方から、何かありませんか。

吉永委員： 一度お知らせしたかと思えますけれども、共済組合が県南と県北であるのですが、恐らくこの3年の内に統合されると言われております。宇久・小値賀の出張所は是非残していただきたいという考えで仕事をしたいと思えます。

松口会長： 土地改良区からは何かありませんか。

筒井委員： 特にありませんが、先程雨の話になりましたけれども、ダムには80%以上は水が溜まっていますのでご利用ください。

松口会長： 他に、皆さんから何かございせんか。これで総会は終わりですけれども、7月19日までには任期がありますので、自分たちの地域で違反転用や無断転用がないように注意していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。